審議会資料No.2-3

2026年7月7日

新潟労働局
局長　黒部　恭志　殿

新潟県[redacted]賃金会議
ＵＡゼ[redacted]県支部
[redacted]

申　出　書

最低賃金法第１５条第１項の規定により、新潟県の各種商品小売業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

１．申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
　新潟県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者
　4,826人（本最低賃金の適用労働者数）

２．改正の決定を申し出る最低賃金の件名
　新潟県各種商品小売業最低賃金

３．申出の内容
　上記３の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第１５条第２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申出の理由
　賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数3,067人が基幹的労働者数4,826人の概ね３分の１以上に達していること。（3,067人÷4,826人≒0.6355＞1/3）
　最も低い労働協約の金額：1,095円／時
　現在適用されている法定最低賃金額：932円／時

６．添付書類
　（１）新潟県における各種商品小売業の事業所数と労働者数の概数及び当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数、労働協約の内容
　（２）申出合意書及び委任状
　（３）労働協約の写し

※添付書類　略

以上